

先進自治体の状況

指針・方針として市の姿勢を示すものや、条例として明確に規定するもの等の例がある。

	市川市	流山市
形態	指針	条例
施行日	令和元年6月1日	令和5年4月1日
目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様性を尊重する社会の形成 ● すべての人の人権が尊重される社会の実現 	<ul style="list-style-type: none"> ● 様々な違いを個性として尊重 ● 一人ひとりが自分らしさを発揮できるまちの実現
理念	<ol style="list-style-type: none"> 1. すべての人が、自分らしく生きることができる 2. すべての人が、能力を発揮することができる 3. すべての人が、責任を分かち合い、協力し合うことができる 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 誰もが、一人ひとりの違いを認め合うこと 2. 誰もが、一人ひとりの違いによる、不当な差別を受けないこと 3. 誰もが、それぞれの能力を発揮し、自分らしく暮らせること
差別禁止規定	なし	<ul style="list-style-type: none"> ● 不当な差別的取扱いによる、他人の人権侵害の禁止 ● 情報の発信における、不当な差別的取扱いへの配慮
市の役割	必要な措置を講ずる	必要な政策及び施策の実施
市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 理解促進 ● 多様性を尊重する社会の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 理解促進 ● 市への協力
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要な措置を講ずる ● 市が実施する施策への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要な措置を講ずる
施策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 多様な性に対する理解の促進 2. 性的マイノリティへの支援 3. 外国人が安全に暮らせるための支援 4. 外国人との交流の促進 5. 外国人に対する偏見又は差別の解消 6. 互いの人権を尊重し多様性を認め合う地域社会づくりの推進 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 多様性の理解を深めるための教育 2. 多様性に配慮した防災及び災害対策 3. 多様性を背景とした暴力や不当な差別的取扱いを防ぐための施策 4. 多様性を理解するための広報及び啓発 5. 多様な生き方を選択できる環境づくり